



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月13日(金) 号外(第4号)

## 目次

ページ

### 規則

○群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則(廃棄物・リサイクル課)

2

## 規 則

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則をここに公布する。  
令和八年三月十三日

群馬県知事 山本 一 太

### 群馬県規則第十五号

#### 群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例(令和八年群馬県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(滞納処分に関する事務の委任)

第三条 支障除去等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者(以下「徴収職員」という。)に委任する。

2 徴収職員には、徴収職員証票(別記様式第一号)を交付する。

3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(歳入納付)

第四条 徴収職員は、滞納処分のため出張を命ぜられた場合において、滞納者が支障除去等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金の納付を申し出たときは、分任出納員としてこれらを収納するものとする。この場合において、収納した支障除去等措置費用及び同項の延滞金は、出納員に引き継がなければならない。

2 支障除去等措置費用の滞納処分による公売保証金又は差押物件公売代金等の歳入納付については、群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の定めるところによる。

(滞納整理票)

第五条 知事は、滞納処分を行おうとするときは、支障除去等措置費用滞納整理票(別記様式第二号)を作成しなければならない。

(公示送達)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第四項の規定による公示送達は、県庁及び条例第一条の措置を行う場所を管轄する環境森林事務所又は環境事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

(様式)

第七条 この規則に定めるもののほか、滞納処分に関して必要な様式については、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和三十三年群馬県規則第五十一号)及び群馬県県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の規定の例によるほか、県税の滞納処分の例による。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(規格B8)(第3条関係)

(表面)

第 号		年 月 日交付
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">徴収職員証票</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">勤務所名 環境森林部廃棄物・リサイクル課</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">職氏名 _____</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">群馬県</p>		

備考 用紙は、厚紙を使用し、中央に群馬県印を押すこと。

(裏面)

<p><b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)抜粋</b></p> <p>第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。</p> <p><b>行政代執行法(昭和23年法律第43号)抜粋</b></p> <p>第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。</p> <p>第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。</p> <p>② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。</p> <p>③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。</p> <p><b>群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則(令和8年群馬県規則第15号)抜粋</b></p> <p>(滞納処分に関する事務の委任)</p> <p>第3条 支障除去等措置費用及び条例第3条第1項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者(以下「徴収職員」という。)に委任する。</p> <p>2 徴収職員には、徴収職員証票(別記様式第一号)を交付する。</p> <p>3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---

別記様式第2号(規格A4)(第5条関係)

支障除去等措置費用滞納整理票							
(滞納者の住所又は所在地・氏名又は名称)							
年度	備考						
支障除去等措置費用	円	納期限			年 月 日		
延滞金	円	督促状を發した日			年 月 日		
計	円	経過する日			年 月 日		
徴収内訳							
年月日	徴収金		延滞金				取扱者
	収入額	未収額	延滞金 計算額	日数	収入額	未収額	
年月日	記事						
証券の種類 記号番号	券面金額	受託年月日	支払期日	納付年月日	備考		

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---